

開國起原

2110
12



2110
12



閑國起原卷十一

米國官吏出府五

對話書五

井上信濃守

岩瀬肥後守

十二月十八日於蕃書調所
至米利加使節上應
接仕多趣左之通旨座也

一應換投早

一法程談米おふひを内問屋の儀は何分會得米り
兼に換金存を右を通り申入る通今般商賣お
買上る隨意申引米米事取問屋の事と不
經より言何れも賣買の事取申儀を申す言
之は通海と申お分をて談判も以届並に買當
方一併に商法其書面を以て申す可換可改左
を以てその方の都合も申成の事と可有之儀
一併申すれは商賣の仕方私於ては能お分

と振存在

海舟書屋

一法國の如く是は外國人の交易の成るに我
々も私分中なる商法を西洋諸物の振合
不古國の商法とて格別を違路

一昔百年前ホルトカル人海米平賣り於て之國賣お始和
黨人も同振同の如くを賣買路

一ホルトカル人直接お成りり和蘭人支那人也長
崎に引移し商法も夫を改お申中
一其後只今も是を以て是を以て長崎一
港に限る他所は何事も所須お成居
一長崎表商法も百年以來別と窮辱お成持

海貨物之自販不柄并は海産物之代り
而して買買之を同局之額數皆都て嚴
重に限るべき也

一 然れども今般商法は改革して之を買數向
屋之額數を以て調へ振合は成り且其表を同
振合に成るべき也

一 右を後之交易の中は僅に一步に踏込ませ
ざるべき也

一 大統領中付の事務を以て一義として

一 右勝手の中は貴殿の人を始として同局細高

海舟書屋

農民水夫之を以て終る心次其を以て海商買物
業の儀の中事として

一 日米人の日米利和人の賣買米利和人の日米

人の高き事一農商樵漁之を以て別隨之意

を以て引改政府に於て禁断を勸も不

能くを後之交易の中事

一 過りて位は之を以て大半者之を以て奉

存る自國之者は何人の不物買入を以て

其を以て以て

一 神奈川を數年の内必大に交易場とせば

可申私一覽任其交易其以戸海中其一好
濟与事好也

一 形勢の宜土地を必繁昌改其もの所産也

一 追々内造を其成其外國形之夫船を勿論外必

船船も神奈川も其之を其外之礦油可改地有

より其を其成其外國の輸入改其品も外國

へ輸出して其も其必同其掛り其儀取租稅

取之可也其成其改其其成其其地も其成其

一 積起其荷物を其成其開港其土地も其成其

事其成其

一 船中入用之鐵鐵鎖及梳其之類其船中

神奈川も其之を其賣捌其成其也

一 他和の出遊其不在成水其在日用其成其都

多神奈川も其可買調事其成其也

一 左拾の事を其都其成其有之其成其也

多事其成其也

一 玩器標其成其也其成其也其成其也

船中其成其也其成其也其成其也其成其也

其成其也其成其也其成其也其成其也

可申其成其也

- 一 彼我各物之便利を悟互に親睦を以て振起
- 一 願者則ち神奈川繁昌を以て財米の備へを以て
- 一 土地之繁昌を以て年月を期すに在りて是を以て且
- 一 復令其以上神奈川繁昌改に在りて土地之廣
- 一 狹人其多寡進退に以て之を較べて之を難業に
- 一 以て程人氣居合方之儀を以て沙汰を以て之を以て
- 一 江戸市用表千八百六十三年之儀を以て右より前二
- 一 年神奈川市用表三年之儀を以て三三三とあり
- 一 可申左之如きを以て之を以て江戸之人民の進
- 一 外之人も其見慣れぬ者五年之儀僅廿人内外

海舟書屋

之の江戸に居住するに連住民驚愕し以て

- 一 外國之者其住居に美許を以て之を以て自然意

外混雜も可生或は其邊に之を以て之を以て

振子之を以て其を以て其を以て其を以て三三三

トル事り同人の舉動等都下之住民親く見及

其の速く其解を振起可申す

- 一 外之に商民江戸に住し高貴を以て其を以て

行要之事を以て其

- 一 外民住居改に在りて僅二十人内外之人数江戸の

住民の較多は實に九牛の一毛に在る

一 江戸居留の條に於ては十分の條約を以て之を
内務省に於て筋を十分の條約を以て之を

一 外民に於ては高貴の儀を以て之を
以て石炭坑近き所見出のり一石炭に付
るもガスを採入テールを以て事大仕掛
仕方を以て採可中上を

一 亦も此の方より昨年中の改定を

一 其外種々の術藝を心掛を以て此を以て
國益に在る事必可有之候

海舟書屋

一 只今長崎表の儀に於ては同屋の額数を云

事に於ては同屋の額数を云
内同屋の中者を以て之を以て入札商人の事
可也之は産神奈川に引移る引致し同屋
中もの右に入札商人採とい大の事知らぬもの

一 江戸も此の如き神奈川に引移る引致し同屋
通り用舟出米政の態に江戸に於ては
と有るは神奈川に引移る引致し同屋
も少く便利も宜し

一 同屋を以て那のポン同採成りの心掛を以て大

一 別に何れも義兵は在り

一 遽然難を極むを打分中入を事とす
而も右も遂意中し

一 既に交易の許斯談を改む義友中一時通
之儀等可申入事とす事とす

一 私身も恐嚇之事を事とす上只理合と申上
義兵付能くは勘考可下也

一 私儀も片國政府と為如何計り力と令し
其を第一明りし事也
日國と為死に顧劍を振て右儀も心得し

海舟書屋

一 支那も英佛と再會し條約を早取結む
海軍と事とす

一 日國も五港の外新に難港を設け
何事とす事とす事とす
抗兵等之儀とす

一 國君と居而も兵と事とす
其の香細と事とす五年と後と事とす
可致と申入事とす

一 兵人海城と事とす
一 江戸は兵人の中と事とす

事とては在りて固より一國の法許に成る一と
 江戸正宗と爲るに一國の法に久しき
 之難計と爲る可有之は終正國人條約を偏く
 見及し其故を決し不平と抱く候と云ふ事
 一江戸一町丈の場を限り一時に住居を
 免し條五十年を経ても其後可有との趣を
 條約に載せしめ候ふに都合あり
 一條約を五十年後江戸を可定とのに右認右期年
 五十年後等事程談お可成積と有之候
 一江戸限り事と云ふ事

海舟書屋

一廣狹其の一町を限り其義を不用と云
 町とて又有用と云ふ二町と云ふ事
 亦可右定但往來と挿して住居可成積と云
 一條約書を不載と云ふ事第一私死去と云
 予三三スル事あり自然合致し其証據と云
 自然混雜書可引出部と云ふ事
 一生死難計を以て身連り同扱し候と云ふ事
 一遂に別強と右認と云ふ事
 一大統領より私呈候事と云ふ事
 一其爲るに在りて固より一國政府と條約を結
 成るに難計と云ふ事

一 大統領依江戸を高賣地一と地を好むる道留地
と山書月本國に持来紳の向も取上を仕る故に

一 初考をある人氏難居之儀を主と強し山同港之義頼上
に治る 右を政府より山差支に係替り山族も之を

在蒙之月括別勘考を令し高氏等も住而を神奈
川箱館長寄を外在土地に官吏渡居を族おり

上一方に區別政に在取可也然在
一 万一錢産者更該書之の属節を三ニストル又を私
政府に山族判可中在

一 區別政に山連出島の如き山扱を山免を在在

海舟書屋

一 江戸の一案を先替以候差違三ニストルに沙任也
に成在而も如何

一 江戸山家二年案を三ニストル参り公署に在同人に
山國政府との山川會に在成在双方に都在るも在在

一 彼理を極意を條約中に在分与中 文言有る
有る自取に餘論を起困入中在政多るも只今

も此分住居をわけ知るるを矢張後本事六
に取可取成在分との文順政を以候政に在在

一 此分与中も之を高賣と爲り認むる積在三十日又
を四十日逗留政に山も適用と爲り此等事古事一と云

一 其後彼等許し是も不意先と中儀も難事成是非
 一 抑取扱事取見留り是も時々由儀を逆も出来難所
 一 一千八百零一年と支那と英吉利との戦争も取扱
 一 其後廣東府の一部を六年の後支那に積り
 一 支那と今控條約取結る事右年限より支人
 一 英人を忌嫌ひ條約も不意を憤り一擧を起
 一 官府に敵討政し是より不始其事も右條約を
 一 英國の使節取扱し是事も是れ也
 一 支國において人心存念中も是れも右擧の義有
 一 是れも是れ也其方一臣実の期を中り是れ也

海舟書屋

事出来りは其候ニニストルは掛合可成其候
 左より同人より其次第子速政府の中より
 一 抑扱の應に内実も其擧の事も亦成可成
 一 今より五年の後より右擧の儀出来難し
 一 事も決り是れ也

一 多語の事も其候に付於初年有る處一擧り人
 一 其の一擧りも其風も其方一擧出来難し
 一 支那人の如きも其心一固也其末如何可成其
 一 其後其の如きも其心一固也其末如何可成其
 一 其後其の如きも其心一固也其末如何可成其
 一 其後其の如きも其心一固也其末如何可成其

其の難叶事の有るは

一 驗訪の起るるを非必可有と其萌るるは子
く其の事は度々の事穩むるに備可なり

一 支那の商賣を其の既の千年よりも及ぶる
僅一區を其の發勃出するは其の數百年未外
交を絶し洋人の顔姿を見及ぶ者も僅に長崎位
居る者も限るる次第に其の貿易を用又國君
之居所を其の支那の一區を許せし難易も素
より其を同一の事論儀に其の爲功あり可なり
一 私儀今より其の支那國中を其の歴代し

海舟書屋

土地の鎮番等も悉面合致し

一 日本も政府ありて其の海を以て其の若彼
より長業しと其の商人も旅り其の決り
其の事有るに其の事有る

一 日本人と商人の内其の商人と外人と交易の志
其の事有るに其の事有る

一 江戸表の儀も其の事有るに其の事有る
其の事有るに其の事有る

一 居住の逗留も其の事有るに其の事有る
一 右の事有るに其の事有る

一 仇敵之取扱を除く義書に於て右様何事も
打明て談す及ひ不申

一 書子と書者との君臣の義を以て書す

一 徳田の御り三十日と申すも五十日と申すも乃至六十日と申すも
此子細と申す

一 江戸の國書買は許し右様一返りも書すは只
書すに連る事と申すは其の義を以て書すに
是は様御の御成事と申すは其の義

一 徳田の御り信書と書すは様御の御成事と申すは只人

心折合方之拘り有る者様御成事と申すは其の義を以て書すに
際限有る事と申すは其の義を以て書すに
天正六七年と申すは内事人心も居合可申すは其の義を以て書すに
又御成事と申すは其の義を以て書すに
御成事と申すは其の義を以て書すに

一 私因給單才之者神奈川と申すは其の義を以て書すに
年々後高書と申すは其の義を以て書すに
其場取と申すは其の義を以て書すに
天正七年と申すは其の義を以て書すに
一 南書と申すは其の義を以て書すに

一 書子有之者書子之神奈川口結一書子の如く高賣改一二年も二年も時宜書五
年も運子の改一何れも如何

一 子細をく原

一 左の全書子を右端の改之書と右邊をく

一 前々の中心も運書子と上論をく右位と運子の
名義を重んじ一何れも有之原

一 書子を携るも不推乃も高賣子廿一運子改一
之同扱之事一可有之原

一 單身あはし事一漸次其引押之書と自然に書備書

海舟書屋

子携之原を先も居位一改之書と右成形付書子同
道不れ改之申運之義一併只今の中心通之
合次其便宜の改之方も可有之當今之書之風習
如察一以之書改之原との助合之書一書と存心

一 書子を捨て高賣を改之一何れも條
約之難認也

一 條約之認入之書と不都合之書と一様之別紙を
認今權名判可渡之原

一 何れも條約之不載漏之書と不都合
之書と左之通認加之書と仕度也

於席使節英文を認通年官蘭文を譯讀之

千八百六十三年一月其一日以後江都に無

米利加人の事を為す可矣彼者其

事の為め居る所の場所を以て米利加國の

フロマチーキアゲントと日本政府とにて可取

計事

一 右の事住居深留の差別一切をわが手存

一文意中の事をたがひたぬと有る事

住居の事一わが手存

一 左の條約を認令御府榮文を認通し出入船存

一 兼知住居

一 此程より人心居合の事、何れも政府おきて深く

心配政の事の最を決り空理を設けし事、追

て航海を究諸州に船泊する向國人を、外國

の人情風俗を知る、如く見込み有る支那

の外情に慣て却て熟し居る、一船の自合

事、此の事、意徹是也

一 西洋形の大船造り、儀定より商人共の

所免わが事也

一 商人共を未だ外國形の大船に利便を弁し、

在大金を以て一自分造立を考未々々々政府にお
て造立を以て形を借度者は其頻りに執居る

一 前書中上巻千八百六十二年云々との趣蘭
文を認取差出中一取

一 官早退時刻も移り易く其書面翻譯中付
一 覽々上程引會を採可致る

一 兼知佐候
右々通西巻以上

己十二月

海舟書屋

對話書六

十二月十九日於蕃書調所應接大志左々通西巻

一 應挨拶早子

一 内沙汰之趣可申候也

一 昨日所望出葉文字葉翻譯之上有人披見致し

其意豆米利和人事をたは為と有之在回一事

亦く豆米利和人商賣の爲と致す也

一 一事をたはと認るも即商賣之事と外

一事をたはと認る也

一 夫と織田氏の居城濃州安土南宮寺に於て討ち
將軍の居城を外國に遷すを云々するに都下を唱
へたの事を知る事實を述べる事を知る

一 大坂の開ふに於て思召連を遣はすに於て
條約に付二の旨を述べたる第一に私拔群の
好意を以て外國の安全を謀り第二に十分の條
約外國人の信賴を得んとす第三に外國より彼を
与預せしむる事と云々然るに廢止せしむるに全
きを謀るに外國人を押付又を押除ける
條約に於て必不快を懐き可なり

海舟書屋

一 此節大坂の儀を何分難點と認む再々廢止論は

一 右堺の代りは兵場取を云々

一 古代りの可なり其を兵庫港と爲

一 是を格別懇切の言ふに中上を堺に租稅取
まゝに役取を爲すは五五宋利和商民の及に任右
路に晨に大坂を出て商の一日を立歸る事
に於て成り得る事

一 政府役を多かり居るを却希し可致され毎に中
通國中の人心折合何分六ヶあるに儀も難からぬ

一 古くは姑く是を第七ヶ條の儀と如何に處せむ

一 エニストル并コンシユルゼ子ラールを旅行差支とせざる旨
に決するは其以下を不お致る且又條約草案
中の國の或る部を如何に成意味とせざる

一 或る部を認むる日本全領を以て中心

一 ゼ子ラール官軍以上の外を其宗港の場所として
境界を極むる

一 其々年以上位右の者旅行の義を如何
に片断せざる

一 中にも輕便の難きを以て能

一 其々年より少く位を以て旅行の不便を以て

海舟書屋

下文の性質に人物の事をも認むる

一 商人旅行の主義を以て土地として産業の
指子をも視る外別に其を以て一應商人の事をも
巡廻政一之方は引合を以て其を以て其後を日
本人を以て在自身を以て其を以て

一 其日美上の草案を以て日本中何方を以て洋を
以て其本政を以て文脈を有する旨を以て其を以て
其動弁仕を以て改む其旨を以て其を以て其を以て
其地を以て其日限りとして其を以て其を以て其を以て
其を以て其師を以て其を以て其を以て其を以て其を以て

配して使節を差遣し、その意を宣して為し、かくき
 事とて格別於政府心を尽し、其き、たき、中
 談を通りの事とて、然れど、慮然として外國人民全
 物を旅行せしむるの義を、蓋國の人心の障りたり、若
 くは内安全あり、さるる、詰り、官吏ら、公事、互の
 懇睦の事を、取扱ふ、為、あれ、とも、小民利を、謀る、者、
 必中の、騷擾を、生じ、る、事、を、な、し、る、親睦懇切の情
 を、疵と、爲、す、其、國、にお、あ、る、も、た、い、れ、を、好、む、義
 を、し、る、る、者、勿、論、人心、を、折、合、さ、し、る、も、見、出
 る、事、を、唱、へ、ん、船、を、廣、く、航海、を、完、き、編、く

海舟書屋

萬國の風俗土宜を、向ひ、人心、慣、熟、し、る、一、舉
 手、一、跣、足、眼前、の、事、を、昨、日、吐、き、け、支、那、杯、の、如、く、条、約
 を、あ、つ、て、も、そ、を、危、抛、擲、し、盡、き、く、美、支、見、振、り、せ、
 ぶ、始、末、を、改、し、る、義、を、思、ひ、寄、り、し、る、事、に、存、す

一 大統領の好意、傳中、の、換、り、も、中、上、を、通、り、は、國
 の、幸福、を、祈、り、外、を、辱、辱、を、國、を、治、り、活、路、を
 交易、を、止、り、し、る、英、國、政、羅、巴、中、の、小、國、あ、れ、れ、即
 今、世界、の、強、國、を、お、れ、日、月、の、照、り、を、英、國、旗
 さい、し、る、事、を、思、ひ、寄、り、し、る、事、に、存、す、
 歐、羅、巴、中、の、各、國、を、あ、り、可、く、を、當、今、西、洋、各、國

一 豆米利加人堺に住居し大坂に日帰るに高
賣に在りし事

一 省を通じしに海軍の故多し得る京師を此大坂に
留る止るに江戸の不便多し通じ得るに可
仕る大豆米利加商民強しに意を千八百六
十一年七月四日以後に可致し取極多し可仕る
尤多し理に申上る儀に難出未也

一 日本一體に政治の關係に難有難有故に
一 右七ヶ条に省するに在りし事十分の條約に在
破るに在りし事動考可仕る也

一 此方の事情も萬々動考可仕る也

一 私動考出未也八勘弁仕る

一 只今も中議を通じし方何分難有儀に付る方
今一應動考可仕る也

有る今夕談者早明後日於又會話可致し中退
散

對話書七

十二月廿二日於著書調所豆米利加使節に

應接仕を趣有る通に在る

一 應接扱早し

一 過刻七々条引戻儀に付信法中の中心より
同人より委細業及を忠告事情推考致され
酌し取計手配法をわけても天なく存

一 其節大坂の儀に付中々も趣も同扱具に承
り得る勘弁評論も致され同の儀を以て
中々も速政府取扱儀何分其意を難應
保於る方と夫れ對酌し不為る有る事は尙熟
考し上可及扱扱を

一 今般信法を扱七々条全引戻の旨中上

一 右々条申難る於肝要の儀有る者も無人
法を犯し其ものを連係居るも免許を失
ひ此國を去る中々も屬し居る

一 自國の者此國におきて法を犯し儀を以て
り必款事とす右扱の儀を決りしに
多は戒め有條約中の掲げ中々も

一 初より疆界の事認むるは此は完港の場
所遊歩界址を其地附て可定との儀也七々
条の旨を認むる人旅行の慮を悉く除去す中

一 第一ヶ条コシユライルアゲント等并主他日本の
 諸臣下の中 屬を以て又除去可申也
 一 共通の事

一 我國の都下臣下と認めらるる仕官政令者
 を指し儀を付臣下として字國民と改可申也

一 兼知仕官是より末臣下の中 文字を以て
 する事条を以り改可申也

一 三ヶ条港々及都々の中 廢取極中の事

一 連綿たる中 儀を開港場との限りは事
 居留と逗留とを退ける中入る事と通大の差別

有る居留の地を居室等とす一取建逗留の地
 を此方家作貸渡を指可申也

一 三米利和人の連絡たる居留の元 賣買の者
 たる事認めらるる事と三米利和國民連絡居留
 たる者たる事と都々港々を認め可申都
 与る事ステーションの中 語を以て長崎兵庫堺等
 三縣等の中 儀を以て

一 左の何れを居留たる何れを逗留たるを認め
 其邊を能わ可申也

一 左の若くは既開有る事認め神奈川を以

中土の事を知るに司人トコシニルト互ニ
私事の中ヲ張談者不リ居ル者ニミストル又
モコシニルゼ子ラール政府トテ談判トテ取
計ヲ執可仕也

一 船敷あり場も同様と手続も取極ふ中
を多難を叶也

一 地を極上と評するものハコシニルガ若輩
ト別議ト案作ト外モ當人トテ任せる儀
有る何事モ土地ト持人ト當人トの別合ハ
一 土地ト持主ト申すは別事ト云ふ也

海舟書屋

一 地代等類ト持主ト掛合ト云ふハ有る事ハ不
可進退ト云ふは事ト云ふハ掛合可申上

一 右談者ト意味能お分りト云ふ事ト云ふハ
一 右々条ト末文僅然ト不建日中役人見知リ
等ト儀ト云ふ事ト云ふハ有る事ト云ふ

一 別候存案ト云ふハ在尤岸港場不句切り句切り
文法弁輝ト云ふハ不句切り句切りト云ふ
入らぬト云ふハ一應熟覺ト云ふ事ト云ふ

一 一區ト定免可申すは地場ト建テ岸取隔不
可申す成儀ト一切内防ト云ふ

一 右指儀を決してこれおくる堀あり取捨く不
自由の政は其もは予より其國の集りては
同孫迷惑政事にて

居りては余崇文を認り出さし付一應森山多
吉郎は為讀美しき事其儀も其
右指儀を翻し上尚熟覽政事にて
書付請取中にて

一 豆米利少人の故障あり日市人の必物賣渡
一云くは中産は如何に産む事

一 賣買の心助を子細を其は海米の内米麦并

棹銅を渡来者其自用の外を商賣難お故大
銅を細工鉄を用ゐるは限りて其

一 米を儀土地拂底を政府より三十の前の
輸出を其取上る船有るは僅に其商賣
必改換可仕左を以て其支を以て其為事存心

一 米を國人常食と政一殊に年々産出を地力より
りては僅に國民之用を給きては其退く貿易お
其けを以て國人を限りて諸州の者共渡来陸生
為く其偏く外人を給きて其用を其支を其顯然
の儀を付渡来之船中一村を食料及び居住するの

共食用之其不苦之湯也貿易之日其儀之難成也

一 一ターテンコーク之書を内閣に示すに其書

廣く市心能成る事有るに其書に日本

相續其く相成る事瓜哇其外より運輸

其如何程なる事入る可成る事

一 左も可成る事其方今其書に屬する事

後年日用之書可成る事其書に議論其起り不

穩其書何なる事入る事其書に屬する事

一 麦を大麥小麥其書に屬する事

一 何れも有る事且米を全國に用ひ其書に

海舟書屋

出来事中都會之地多し其書に屬する事

土地を皆養并粟稗其書に屬する事

一 勘考仕る事食物之儀を荷物に積出

其事其書に屬する事其書に屬する事

出る事其書に屬する事

一 其國における事銅山を悉く政府に屬する事

其書に屬する事

一 私做する日國に著する事其書に屬する事

其書に屬する事其書に屬する事

許す事其書に屬する事

一 銅多分のお濟もさうさう支費の定式は商賣を
 お基の尤政府より武器を外訛の路に右代
 明の銅不足の時を以て限り代り物の中に加へ
 お濟の積蓄も亦とも約量多量もまた儀を
 同扱差許可申す

一 右扱の所仕法も外人を為意不仕
 一 鑄を鉄も銅も凡口徑を尺程に大砲
 百挺程は入ると思はるゝ外商の諸港に
 集り居るもの引取り入れは付安直りの
 には誠にお申右代品の内は先づ銅部は許可

海舟書屋

我邦の心組も右に銅を拂ひ儀は張諸港に右
 處に商民共々仰濟す價に入れたるものには
 拂右成り得る銅もよふ入も大砲の注文不
 請も皆重價のふお申す人々已に着き決て
 不平を唱へ御苦有らざるも一太砲は注文も
 者らの注文は注文を申すも必外より彼の中
 立を事し可い事な

一 日本政府の銅影響は左を以て右に手続して一
 年一層も多量も申すも右に拂可を成るは不足
 するに必ず拂も申す中事な

一 運上之役

一 運上之役人之鑑定精加し其荷物之價も
鑑定外國之者如何にせむ

一 商人送物之外書類一冊持来書面之通事を
連上り天子指言て申立候保運上之役も決然反物
茶之外諸品も目利不殘具是政に並不如何
品相當ふ不相當を細く取政中に尤皆舊律
有之事に依り候

一 自國之運上之役も差出之價にて其品一取
控之申上り候

海舟書屋

一 自國之運上之役人外民持渡り之品物を
悉く點檢し不相當之儀も其役人見込
夫之義中渡り候事も其知事に可積度旨
申達外民若人の上不運之振存之時も
其振存引新に訴出者之役人一同事引取
裁断を其事に依り候

一 神奈川に在候其品も其向所不馴之事に在
是國商人之鑑定に仰付尚不取分取之其不取
之品も其振存思召之其見込一振り外商人
申達其品も其張安事に依り申上り候其價

一 直接物品の取入に横に引合を出来れば改
 一 以て格別な手無きもの最初之に準備中
 一 付品物持帰るに於て沙汰を致さざる事
 一 自必之法を右に送致を訂合を以て其利
 一 送致を隠し差出書付の之出に置品物
 一 送致を有る論を以て中を以て價を引
 一 詰る事右を分別を以て取を以て事
 一 中納を以て格別を以て別書を以て委
 一 認を以て外人を以て備を以て其
 一 以て過料を以て金百を以て取を以て

海舟書屋

一 仮令砂糖百俵積降るもの可き右俵數悉く
 一 改を以て迎へ始終仕届中留致志し
 一 改を以て迎へ始終仕届中留致志し
 一 改を以て迎へ始終仕届中留致志し

一 何れも改を以て難を以て迎へ改つ
 一 俵或は六俵目位にまき差を通し
 一 改を以て迎へ始終仕届中留致志し
 一 改を以て迎へ始終仕届中留致志し
 一 改を以て迎へ始終仕届中留致志し

一 我國にも亦多し物凡そ振合を改

一 多量の貨物を運上りて其の運上りたる貨物の運上りたる
産品の船中にて役人が其の運上りたる貨物の運上りたる

一 我國の役人と其の運上りたる貨物の運上りたる
学の高き者にして其の運上りたる貨物の運上りたる
如何の運上りたる貨物の運上りたる

一 何國の運上りたる貨物の運上りたる
運上りたる貨物の運上りたる
の事、精、き、者、を、呼、出、一、際、定、其、者、の、實、
に、精、一、く、を、呼、出、其、者、の、實、に、
一 片、其、の、運上りたる貨物の運上りたる

海舟書屋

一 相場の運上りたる貨物の運上りたる
テレカラフを呼出たる大橋部。里信の場の一
時、信、其、者、の、實、に、

一 運上りたる貨物の運上りたる
を、呼、出、其、者、の、實、に、

一 唯今、其、の、運上りたる貨物の運上りたる
隠、一、信、一、く、を、呼、出、其、者、の、實、に、
上、可、也、との、運上りたる貨物の運上りたる

一 合衆國海上の運上りたる貨物の運上りたる
一 本國の運上りたる貨物の運上りたる

一 堺を遠浅の儀より有る旁に如仰の如き
可申條約に若館長等神志川に三所
地名を掲出せる可仕

一 金薬多分貯蓄儀より人象定着の事
多揚を建てる可然

一 世界市中申續に火災の事

一 奉行所之金糸花店に支取の事
も宜し

一 省の貯物拂の事

一 海軍の給物の政府に付心と附合

海舟書屋

右外一送る事

一 仮令の表紙に入津軍艦右貯物の内
請取甲比廿試の味必宜に付士官數人
を保護人の三合にて庫を宛てて検査
物に手當の上再為し痛損の事
拂を多れを建てるの事
並候を以て拂

一 右の通の項に
上之部を日本司人の出

一 金銀を貨幣の鑄

字に認入を扱可仕

一 其通りてふに在

一 日本に輸入しければ極く運上拂済し日本領の部々々々中儀を如何に以て裁

一 仮令ハ神志川に於て一旦運上を出せし年
月を経江戸京大坂に輸送路しとも再ハ
運上不足出中儀を在

一 日本中儀部々々々開きと増初と認入可中儀

一 此部と認入を三ヶ条と歩け限を在立
七ヶ条を引度と外國人の自分日本全國に在

海舟書屋

を扱廻りてふに儀を明白にわたり居中儀

右に通る外白人自分諸方と持来を不仕

多於此に居る久米おれを度と可也筆業其出

本路に日本白人おれ雇置を者中付京を

外に出商者此に積上を京を外より集る商人

に實運上を自然に地と十分の如き運上

おれに出る扱を者商人調方にも巨額を不

都合にも一と運上納備を日本國中何人

扱りても再産と運上を出扱を極中産

一 此中儀を運上海に留る何方と白人に賣

渡り或租税を以て認めし可なり存

一 左の如く本支を如く認めし三ヶ条に極めし
る場所の外は外民出する事は出来ず中文
言認入を採可仕

一 五ヶ条を居留地の上とは非許容ふ所
るを難時裁可得る内勅考は下座

一 私預を主たる居留地中夫々の既和常人ド
クルキユルシエと為る取替は其書函を金銀
輸出の儀に許し取替は其書函を金銀

一 一昨外國より金銀を輸入し自國より輸出せしむ

海舟書屋

中々公平に儀と為る所迄は改革政に積先有
通別紙を以て極に儀に有る

一 十五年以内は其支出入が年々取戻可なり
一 何等の借入も勘考は核撥の程を預る

一 義知政に在
右の通り存以上

己十二月

對話書八

四七

十二月廿三日蕃書調所おいて西米利加使節に
應接仕るに趣有る通に存る

一應挨拶早し

一賦程訪遊の内其旨を条々海上勢財物賣拂に就
て買入人より規定し運上出する旨の儀を如
何に欲す事

一海上勢財物

の儀を過り申す通り元來政府
の賣物も其旨に於て數月間と雖自然
痛損甚出來政に於て義賣拂に及らざる出

海舟書屋

書を勿論運上等不差出する旨を限り買
入人より運上に出る事とに存る

一右の条申す日本に輸入し運上拂海に及ら

日本領に在る部々々々中へ屬するに程序談

に趣を以勤弁仕外其人より分り能く日

本領の中へ日本へより中へ字認加へる

扱可仕る事存る

一右の條を此方より看るも能く分り申す

一其五ヶ條金銀の候も高賣に申す上へ部々冗雜

に申すに省を積り別段金限の旨を以て不及る

一 金銀兩幣之儀之當分文之事之可有之在
 於此何事之其廣其認入在年之於仕度且
 金銀兩見在之其出之儀之唯今持令少十
 二付子速支那より其忠一様十貨宛美上
 英佛及魯西亞等之貨幣通用之其未
 細之其認之其可仕也

一 上ルラレ之通用之儀之通極向後之其未
 上之其認之其可仕也

一 六分之儀之其出之儀之對之其儀之
 出之於其極之其未一體之除其未之其未

無之儀之其出之別儀之其及之其未

一 日本政府或之臣下之其日本人之其認之其可仕也

一 左之其日本人之其拂之其為司人之其銀之其可
 中其認之其可仕也

一 右之其利和人之其日本人之其其屬之其智之其儀之
 其跡之認之其金銀之銀之其儀之其揚之其可仕也

一 事之其出之其付之其其儀之其銀秤量之其儀之
 後之其事之其其智之其儀之其向之其儀之

矣張字之其通極之其未

一 秤量之其儀之一體之其認之其儀之一時之其未

て何れも秤量に属す始に掲げり方可也

一 諸州何れも地味も其國通用之金銀を拂方其
改め方都之便利に何國と未り其も皆其
幣改に事し其幣を尤重し之所も不在其金銀
吹き取りり直に引給ふ也

一 各港に其後其年之間に其拂方者金銀を
幣之に其認む其年其も如何に其幣を其

一 幣方其の如何に其幣を其年其も其認む其
一 其年其の文後其年其も其認む其年其も其認む其
一 其年其の文後其年其も其認む其年其も其認む其

一 只今其見改に其年其も其認む其年其も其認む其
其年其の文後其年其も其認む其年其も其認む其
得る熟習之可仕也

一 其人種に力を其年其も其認む其年其も其認む其
志し一昨日信濃の面合に其年其も其認む其年其も其認む其
其自然病を其年其も其認む其年其も其認む其
次其の古事其も其認む其年其も其認む其
堺大阪の間に其年其も其認む其年其も其認む其
其年其の文後其年其も其認む其年其も其認む其
計其年其の文後其年其も其認む其年其も其認む其

一病人の外二十も三十も病中病後何事も出来ず
更には病中病後

一商賣を免さすのは沙汰を擬占は座を

一商賣大々を業する座を

一銀の夕乞を大坂に存立賣買座を多分若

その所免許も有る座

一其通り座

一若くは沙汰を巨米利如大統領及び大國中

人民とて為討汝を卑賤の者をも留飯令大

坂に立入るは病中病後外を止出ぬふおれ

海舟書屋

仰るも同様の事と申す座

一天刑病を若くは釋多同様の取扱と申す座

一若くは沙汰を執事面上改本國に是れは本國

之者唯今私の中を以て通すお心得必憤怒

を著す可なり

一世界中仰る如き取扱座を多分有る座

一既して江戸にも此座有座を執事判座を若くは

儀何進豆人を賤しむ所可有る部且一昨の如く

は只今申す所も主なきを以て多分有る座

一若くは沙汰を多分有る座

一大坂の儀を以て中入を通免角六ヶ敷意味合多く
 何分速く挨拶能政今夕迄決答進くおしひを候
 三有る無るを一暇日病人出立を即ち望み文の
 趣中ひ丸の筋も存る付勅命の上只今通
 中入を事と有る候

一病人の外中上を事一敷多由候

一江戸市宗大坂を伴因難お成し何れに座

此等中上義中上

一大坂を京都より十三里の中入候中上

一江戸を第一京都を第二大坂を第三と心得候

海舟書屋

今第一江戸を伴宗は兼第三大坂伴因
 義を事六ヶ敷候候難解く中上

一病人の儀を追う右様も事可有る候
 中上を事の候に座

一私儀を病人如き瑣細な事と云へば
 中上を扱の拙き儀を不仕候

一右等も事も兼る候大坂を自居候事候人心
 不居合候事難お知中入を事病人等出立
 候事日取り候事候中入候事何れに候事
 第一次第談判政一挨拶了り候事候事候事

一 其の通り之由は
 一 有るが其の肥後等にも委細中の通勅亦評議の上今日及答多事之儀
 一 右の諸事置て之を無人にて輕侮せしめ其の助に
 何分業引難仕也
 一 何れも輕侮政に及らば中々其
 一 諸談を全し限り來る不承殿との趣は
 有る事即且人をして賤に成る事つゝ処に所存
 一 大坂は宗右衛門全を置る夜も不承殿との由趣意諫之に拙く其別後殿と政に由諫也

海舟書屋

西遊記の如く宗右衛門

一 別後中入趣意も之を其の部百年末に領國何分急遽に之を難事也
 一 江戸も其宗大坂も其宗之趣意も之を歐羅巴諸物之政府必其知ふ仕に之をより片濕野を
 生し之趣可承殿也
 一 昨日七ヶ条之大事大坂も小事と其中心に既に其大事と其意を政に由小事も同趣意を政に由
 一 其の如く儀義も其の不快何事有る付之を再
 〇西遊記の如く宗右衛門

一大坂の儀を尚得る勅命より上可申談の方を
厚勘考有る候

一七ヶ条を引度一申談可申上候

一七ヶ条を談海之事を今又改テ談一申助を申上候

一大坂の儀控訴を申上候尚退多申談可申上候

一黄六条の内百米利加コンシユライル裁断不之と有

之右裁断不之をコンシユライルに左定て有

一仰を通し候所

一七ヶ条中再び罪を得るものも右の儀増あり日

本里敷三里の外に申談候儀あり候と有る候

海舟書屋

留め場あり候他は改申上候と認め申上候

一左の儀外にも出候事も右申談可申上候

矢張考へて通申定置可申上候

一里敷の儀を土地の儀控訴を申上候三里を申

上候と申上候申定認め申談可申上候

一里敷の儀を申談可申上候申上候別儀申上候

高も申談可申上候

一別儀申上候

一八ヶ条を日本に居る西米利加人を法教を修

め申上候候所を建てる場所を定む候

お認可申上

一 三ヶ条極少の限の外は建物等一切の家不取
事能お申上 居る旨お申上 及申上

一 拝所とも何指し申上

一 法を修し 禮拝改修 処に在る

一 埋葬所とも是れ申上

一 埋葬所とも遠のくは此條約中の埋葬所

を認可申上 死去改修は埋葬とも論

を認可申上 申上

一 埋葬所とも一箇の設計は得る事又申上

お認可申上 一文を建修積る事

一 古寺の儀を極限末の事取らざる事

ルより引合申上 可有る事

一 法教を修し 申上 何指し事を改修の事

一 下賤の事 儀も若く 禮拝も不修 居る事

申上 申上 申上 申上 申上 申上

申上 申上 申上 申上 申上 申上

申上 申上 申上 申上 申上 申上

申上 申上 申上 申上 申上 申上

申上 申上 申上 申上 申上 申上

一 火難盜難を免むる爲に祈念路に
事と成る程を尤政羅也人等と道路を調經
し通切りし所のを更なる事

一 禮拜所を毎港一ヶ所宛も建てる事

一 數百年の塚を二ヶ所或は三ヶ所より可
中並併要人の費を省きしを專一に改
左先を一ヶ所可有支那の宗塔場所
を何處も墓ヶ所を已建てる事

一 日本人法教を行を害し又堂宮を破壊改
ふとの義を不為中事ゆ刑去り可也

海舟書屋

一 古き日本人の無限要人の戒も亦其事
認むるを廢るは廢を刪去すに違ふ醉狂
人等日本人の堂宮を打毀る事探出するに
其地をコンシユル美向を扱ふに因り可也
何事
も改修し振る可也

一 次々廢る日本政府法教を就る肖像と云
夫を振る可也

一 人々不和を宗門より起る程大なる事
を其宗門の争ひを防く爲に其

一 左より豆米利和日本人互に法教を付する事

〜〜認る可也

一 夫々々々々々々々

一 九々々々要々々々援助々々 文々有々々援助々々々々
何々事々々々々々々々

一 百人乱妨改々々々コシエル取押々々々々随従々々
者々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々

一 序々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々
入々々乱妨改々々々々々々々々々々々々々々々々々

一 百人乱妨改々々々々々々々々々々々々々々々々々

海舟書屋

者々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々
者々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々
一 日々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々
濟々々々々々々々々々

一 仰々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々
々々々々々々々々々々々々

一 十々条々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々
商民々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々

一 自々々々々々巨砲々々巨砲小銃々々小銃々々々々
合藥刀劍々々他々々物々々々々々々々々々々々々々

改政府として商人の多くを保護する事
一 日本に於て武備を政府兼武家と限る事
商人の利益を義とす事

一 左の如く限別を廢せしめ第三條中自由
商賣の條を左の如く改入可申す

一 西米利が人持敷を武備を政府兼武家
外賣渡中より奪取

右の如く認加へ可申す尤も糧食の出入を可申す
一 右の如く改入可申す

一 三ヶ條を付録附加し廢せしめ儀を過日米麦

海舟書屋

津島に於て禁止の儀中餘り外賣の食物を
可無しとす事
其於邊に於て勘考の儀を改め是の外に
好著の應
一 海軍の外賣に於て米麦者有るの儀を
食物の賣渡に於て可申す事
食物の賣渡に於て米麦者有るの儀を
可載せしめ可申す
一 五ヶ條を左の如く改入
一 十一十二十三十四の如く條を都て存
一 十五ヶ條を以て廢合衆の條約を結ぶ事

外に貿易を乞ふ者有るに即ち此條約を通
り允すに認む可成

一 此條約を外國に賣却し一覽除く其時之日
本に十分の免許を出し其事を知り必
同様に條約取結中其と其今可成

一 右に對し其の條約を其先年自白に彼
理軍艦數艘を率ひ日本海に渡來し其
に誰も存在し其必有るを以て此條
約を極む其義を存し何れも軍艦數隊
を押して渡來可成其は其張其是法

海舟書屋

手教も其を以て其旨を其未熟に防ぎ其私
より認むるに其記し其成り其如き事存し

一 右に儀を其國に觸るる格を其方おて其條
約海に其を限るに何れも國人も其其意を以て請
ふ其の其を其を其の軍艦を向て其請ふ
日一艘の小子も其も同様に條約を規則と
し其其を以て其意を其積りて有る也

一 其國に其為る其認むるに其条を其不其其削其
其其も其其其係其も同様に條約和業其
其免其成其其右其如何に其柄其其其其

一 和蘭の許しを以てカール國の儀に有る同必に往
 古以来の申立にあり海軍の留る儀に付右の儀
 もお解きしに預け其何れにても商賣可
 免ち申達し事一に付一旦構ひにお來り出
 下カルに如きも預けしに差許しを以て書面を以
 中を以て同國の申許しを積むるに於てより
 書面を以てお答し事一に條約等に認めせ
 る儀に申す

一 左の如し此條約を外國にも望むるに
 許ししに認むるに於て

海舟書屋

一 右の通譯を以て子細に申す

一 十六ヶ条

大君自ら名記するとの儀を如何に申すに
 於て右の右の如し規定を以て申す

一 右の儀を大君に深きに申すに於て
 右の人を以て命に認めおし事一に思ひ
 申すに於て同様に有るに於て自
 身は認めおし事一に申すに於て
 右の則に運筆を以て同様に申すに於て

一 條約の儀に付右國より使節差敷し事一に於て

共都合三卷三有之就るも改修取極多條約
之書を出さずより使節は差出華盛頓府
おろして為取極多るも如何可也之書

一 至極宜敷に此の條約を以て其の條約書は
認如く之を讀み且勅考之上尚可也下は右に成
此を私に洪福之に上國を以て其の條約書は
一 何れ勅考之上治定之儀尚可也入集
右之通に在る以上

己十二月

開國起原卷十一

